

# 農業比較劣位国における農業政策の構造的把握・ 分析のための視点・枠組みの検討 — 今日の日本を念頭に置いて —

横 山 英 信

- I 課題の設定
- II 「農産物の輸入に係る国境調整措置」と「国内農業を対象とした諸施策」との連関
- III 低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に対処するための「国内農業を対象とした諸施策」の2大類型
- IV 「国内市場価格・生産者所得の補填に係る施策群」の検討
  - 1 価格・所得政策
  - 2 輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準にある農産品目に係る施策
  - 3 条件不利地域対策・農業の多面的機能の発揮に係る施策・環境保全型農業支援対策
- V 「生産費低減に係る施策群」の検討
  - 1 構造政策（規模拡大政策）
  - 2 土地改良事業
  - 3 企業の農業参入の促進に係る施策
  - 4 農業生産資材価格の引下げに係る施策
- VI 「その他の諸施策」の検討
  - 1 農産物の輸出促進に係る施策
  - 2 農業生産者の加工・販売事業の支援に係る施策
- VII むすび
  - 1 農業比較劣位国における農業政策の構造的把握・分析のための新たな視点・枠組み
  - 2 農業比較劣位国における農業政策の構造と基本的性格との対応関係

## I 課題の設定

2015年10月5日のTPP（環太平洋連携協定）交渉参加国閣僚会議における「大筋合意」を受けて、同年11月25日に日本政府の「TPP総合対策本部」は「総合的なTPP関連政策大綱」を発表した。

同大綱では、農業について「攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）」と「経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）」が打ち出され、具体的な施策として、前者について

は「次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成」「国際競争力のある産地イノベーションの促進」「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」「高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓」「消費者との連携強化」「規制改革・税制改革」が、後者については「関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる」として米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の価格や生産者所得に係る諸施策の骨子が、それぞれ挙げられている<sup>1)</sup>。

これは、TPPが発効した際の農産物の関税撤廃・大幅削減、輸入枠の拡大に対して、前者＝「攻め」と後者＝「守り」の両面で多様な諸施策を行うことによって、日本の農業生産を維持しようとするものとして、一応は捉えることができる。そして、政府からはこれら諸施策が準備されたことをもって「TPP対策は万全だ」という説明がなされてきている。

同大綱に限らず、その時々々の農業をめぐる状況に対応するために行われる農業政策については、政策目的の達成のために必要とされる諸々の施策が作成・提示され、個々の施策に対してそれぞれの役割が与えられる。そして、個々の施策は十分な効力を発揮するものとされ、それら諸施策の効力が融合して農業政策全体の目的が達成される、という説明が政府から行われるのが常である。

しかし、個々の施策が担う実際の役割を、法令や行政文書で示されているその目的からのみ捉えてよいだろうか。また、どの施策もそれぞれの目的を達成するための効力を同じように発揮するとして、農業政策全体の中での諸施策の位置・役割を同列に捉えてよいだろうか。

農業政策を構成する諸施策は、それら自体が持つ性格の違いによって、[A] 制度的整備が十分なされ、実施に当たって必要な財政的保障がなされるならば、狙いどおり（または政府の説明どおり）の効力を発揮するもの、[B] 相当程度の財政的配慮がなされたとしても、施策を取りまく諸条件が整わないならば、狙いどおり（または政府の説明どおり）の効力を発揮するとは限らないもの、という2つに分けることができると考えられる。

それゆえ、政府がいくら農業政策の妥当性・的確性を喧伝しても、政策の軸が[B]に傾斜しているならば、それがどの程度の効力を発揮するかは不透明であり、それゆえ政策の目的が達成されるかどうかとも不透明になるし、政策の軸の1つに[A]があっても、制度的整備や財政的保障が不十分で内実が備わっていない場合には、政策の目的が達成されることには必ずしもならない。そのような農業政策は農業者・国民に対する政府の「アリバイ」「申し訳」（＝「状況に対応するために考えられる限りの諸施策を行った」）にはなるかも知れないが、政策の性格は政府の説明とは異なったものになる。

したがって、農業政策の性格を正確に捉えるためには、①農業政策を構成する個々の施策は上記[A][B]のどちらの性格を有するのか、②[A]の性格を有する施策は制度的整備や財政的保障という点で十分な内実を備えているか、③[B]の性格を有する施策の効力の発揮の不透明さはどの程度であるか、④それらを総合すると農業政策は国内農業生産にどのような影響を与えると考えられるか、という視点・枠組みを持って、農業政策を構造的に把握し、分析することが必要になる。

以上を踏まえ、本稿は、農産物の対外的な市場開放が相当程度に進展している今日の日本を念頭に置いて、農業が全体として比較劣位にある国＝農業比較劣位国の農業政策を構造的に把握・分析する方法について検討を行い、上で提起した視点・枠組みをさらに具体化した新たな

1) TPP総合対策本部（2015）pp.7-8。

視点・枠組みを提示しようとするものである\*<sup>1</sup>。

\*<sup>1</sup> 筆者はかつて横山（2002）にて、「一般に『農業政策』という用語については、『農業』という生産に焦点を当ててそれに関連する諸政策を体系的に把握しようとするもの、という共通理解があるように思われるが、『食糧政策』については、（『食糧』の生産が農業だけに限られるものではないことは別として）『食糧』という使用価値に焦点が当てられていることから、その最終消費との関連が念頭に置かれたものであるようには捉えられないが、それをどのようなものとして把握するかについては未だに一般的な共通理解はないように見受けられる」<sup>2)</sup>として、従来の諸研究における「食糧政策」の把握方法について検討を行い、それらが持つ分析上の意義と限界を指摘した。

そして、それを踏まえて、「生産・輸移出入・流通・消費など食糧の需給に関わる諸政策はそれぞれ別個に行われるのではなくて、食糧需給をめぐる動向に対応して互いに有機的な関係を結びつつ合目的に行われるものである。それゆえ、これらの諸政策を総体的に捉えなければ、食糧政策の全体的な性格を明らかにすることはできないであろう。／以上を踏まえて、本書では食糧政策を『食糧の需給に関わる諸政策の総体』として把握し、これを『食糧需給政策』と呼ぶことにする」<sup>3)</sup>として、筆者独自の食糧政策の分析方法＝「食糧需給政策」を打ち出した。

これは、国家政策の究極目標は当該社会体制の維持・安定に置かれ、国家政策にはその時々の政治的・経済的・社会的状況に対応した、社会体制の維持・安定化を図るための諸論理が働くこと、その諸論理の1つに「国民の食糧消費の安定化」があること、を踏まえて、国家政策の一環としての食糧政策を分析する際の最も有効な枠組みとして提起したものであり、具体的には「一国における食糧需給に関わっては、生産部面、流通部面（加工部面を含む）、貿易部面、消費部面の4つを考えることができる。それゆえ、食糧需給政策は、この4部面の各々に対して行われる諸政策から構成されるものとして把握できる」<sup>4)</sup>とした。これは「必要な量の食糧の消費が国民に保障されなければ国家は成り立たない」という食糧の最終消費に係る命題を出発点にして、食糧の需給に関する国家政策の論理を明らかにすることを目的としたものであった。

本稿は、この分析方法をベースに置きつつ、「その時々の農業政策は、国内農業生産にとって客観的にどのような意味を持っているのか」を明らかにするための視点・枠組みについて検討しようとするものである。

本稿における「農業政策」の捉え方は、横山（2002）で述べた先の「『農業』という生産に焦点を当ててそれに関連する諸政策を体系的に把握しようとする」と同様のものであり、それを構成する諸施策は「食糧需給政策」の「生産部面に対する政策」とかなりの部分で重なる。ただし、上述した問題意識から、本稿における農業政策の把握の一番の力点は「農業政策を構成する諸施策は狙いどおり（または政府の説明どおり）の効力を発揮できるかどうか」に置かれることになる。

本稿では、農業政策のうち、土地利用型の農産品目に係る施策を主たる検討対象とする。そ

---

2) 横山（2002）p.3。

3) 横山（2002）p.5。

4) 横山（2002）p.8。

れは、土地利用型品目は、自然的条件に加えて歴史的条件にも規定される土地所有制度によってその労働生産性が大きな影響を受けるために比較劣位が端的に現れ、それゆえ、農業比較劣位国の農業政策の構造と基本的性格は、土地利用型品目に係る施策において端的に現れると考えられるからである。

なお、農業比較劣位国は「農業が全体として比較劣位にある国」であって、同国産の農産品目すべてが比較劣位にあるわけではない。農業比較劣位国といえども、比較優位を持つ農産品目も存在し得ることについては予め確認しておきたい。

また、本稿では、「政策」という用語は、個々の施策の総和としての「農業政策」以外に、目的や対象を同じくする諸施策のまとまり＝「施策群」のうち、通常「政策」という用語で表現されているもの（「価格・所得政策」「構造政策（規模拡大政策）」など）についても用いる。

加えて、本稿では、後出のように、価格・所得の補填に係る施策群たる「価格・所得政策」は「国内市場価格・生産者所得の補填に係る施策群」の一構成部分として、農業経営の規模拡大に係る施策群たる「構造政策（規模拡大政策）」は「生産費低減に係る施策群」の一構成部分として、それぞれ位置づけるなど、「施策群」の中に上位・下位の概念を取り入れている。また、個々の施策や施策群について、通常「対策」「事業」「制度」という用語が使用されているものはそのように表現する。

## Ⅱ 「農産物の輸入に係る国境調整措置」と「国内農業を対象とした諸施策」との連関

「比較優位」「比較劣位」は国際貿易が行われる場合に現出する。したがって、農業比較劣位国における農業政策を構造的に把握・分析するための視点・枠組みを検討するにあたっては、農産物の輸出入に関する施策＝国境調整措置から見ていく必要がある。そして、農業政策を構成する他の諸施策＝「国内農業を対象とした諸施策」については、国境調整措置との連関で捉えることが求められる。

さて、ある国の経済が貿易を通じて世界市場と結びついている場合（現在の国際社会では一国の経済がアウトルキーであることの方が例外である）、同国で生産されている商品は、同国の国内市場を含む世界市場において他国産の同種商品との市場獲得競争＝販売競争にさらされていると言える\*<sup>2</sup>。

\*<sup>2</sup> 異常気象等による世界的な農産物の減産、国際紛争、世界的な経済の混乱などによって農産物の国際貿易が混乱する場合には、国内で消費される農産物を輸入に頼ることは困難になるため、農業比較優位国、農業比較劣位国を問わず、各国の政府は「国民の食糧消費の安定化」を図るため、農産物の国内自給を追求することになるだろう。このような状況下では「比較優位」「比較劣位」という経済論理は働かなくなると考えられる。以下の検討は農産物の国際貿易が安定していることが前提である。

ただし、農業比較劣位国において、農産物の輸入に係る国境調整措置（輸入数量制限や関税など）が輸入禁止的な水準で設定されているならば、同国の国内市場において国産農産物と外国産農産物との販売競争は顕在化しない。その場合、同国農業に国内の農産物需要量を満たすだけの潜在的生産力があるならば、国内市場には国産農産物のみが存在する。同国農業に国内の農産物需要量を満たすだけの潜在的生産力がないならば、同国は農産物の輸入を行わざるを

得ないが、その際、農産物の輸入に係る国境調整措置は輸入量が必要最小限に止まるように運用されるだろうから、輸入量は国内需要量のうち国内生産量で不足する分に止まるだろう。

このような下では、農産物の需給調整を市場原理に委ねておけば、輸出補助金による輸出価格引下げの措置が恒常的にとられない限りは<sup>5)</sup>、農産物の国内市場価格は中・長期的には「国内需要量の範囲内で国内農業が最大限の供給を可能にする水準」になると考えられる（なお、国内需要量は固定的ではなく、国内市場価格の関数として可変的である）。所与の潜在的生産力の下では国内市場価格の水準はこれ以上には上昇しないのであり、それゆえ、この価格水準は国内の農業生産者にとっては妥当なものとして認識されるだろう。

もちろん、農業生産は気候などの自然条件に大きく影響されることもあり、短期的には豊凶による国内生産量の変動の影響で国内市場価格が「国内需要量の範囲内で国内農業が最大限の供給を可能にする水準」から上下に大きく振れる可能性はある。

供給過剰の場合には、国内市場価格が下落して農業生産者にとって不利な経済的状況が生じることになる。この際、これを放置すれば政府に対する農業生産者の不満が増大して政権基盤が揺らぐ（可能性がある）社会的状況が存在する場合には、国内市場価格の下落を防止するための諸施策（民間の調整保管への助成、政府買入れ、産地廃棄への助成など）が行われるだろうが、それがどの程度まで実効性をもって行われるかは、農業生産者の不満が政権基盤にどの程度の影響を与える（と見込まれる）かによるだろう。なお、ここでの諸施策は国内市場価格が恒常的に下落・低迷する状況を想定したものである必要はないため、緊急的・短期的なもので十分である。一方、そのような社会的状況が存在しない場合は、諸施策は行われまい<sup>\*3</sup>。

<sup>\*3</sup> 反対に、供給不足が発生して国内市場価格が高騰し、政府に対する消費者の不満が増大して政権基盤が揺らぐ（可能性がある）場合には、政府備蓄の放出や農産物の緊急輸入など、国内市場価格の高騰抑制を図るための施策が行われることになるだろう。また、場合によっては、国内市場価格高騰を激化させる買占め・売惜しみ等の行為を排除する施策も行われるだろう。

しかし、農産物の輸入に係る国境調整措置が設定されない場合、もしくは設定されていたものが撤廃された場合、または設定されたとしても輸入禁止的な水準にない場合、もしくは輸入禁止的な水準からそうではない水準に引き下げられた場合には、国内市場における国産農産物と外国産農産物との販売競争は顕在化する<sup>\*4</sup>。

<sup>\*4</sup> これに関しては、資本主義国の国家政策には、賃労働者の賃金構成で一定の割合を占める食糧費支出を減少させて賃金の抑制を図ることによって資本の利潤率を高めることを目的として、安価な食糧を追求する「総資本の本来的要求」<sup>6)</sup>が反映されるため、農業比較劣位国では農産物の輸入に係る国境調整措置を弱体化させようとする政策ベクトルが常に存在していることを見ておく必要がある。ただし、この政策ベクトルは常にスト

5) 輸出補助金の交付が行われれば、同国産の農産物は国際市場価格水準で販売することが可能になり、国外市場における販売競争に参加することができるため、国内農業が国内需要量以上の生産を行える潜在的生産力を持っている場合には、国内需要量以上の国内生産を行うことが可能になる。

6) この用語は三島（2001）p.17で「総資本にとっての本来的要求」という表現で用いられているものであり、「社会体制の維持・安定」という面を捨象した、安価な農産物を求める総資本の純経済的性格を表現する用語として適当であることから、横山（2002）でも援用した。

レートに働くものではなく、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化によって政権基盤が揺らぐ（可能性がある）場合には政策ベクトルは弱まる<sup>7)</sup>。

ここでは、安価な外国産農産物が（国内で不足する分を超えて）国内市場に流入するため、農産物の国内市場価格は「国内需要量の範囲内で国内農業が最大限の供給を可能にする水準」から下落するとともに、その下落した状態が常態化して、これが新たな国内市場価格の水準になるだろう。その際の下落幅は農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化（輸入数量制限下での輸入数量の引上げないし輸入数量制限そのものの撤廃、関税の引下げないし撤廃など）の程度によって決まるだろう。そして、下落した国内市場価格は生産者所得を減少させ、その減少した状態を常態化させる。これは国内での農産物の再生産を困難にして国内生産量を減少させることになる。

この際、このような低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化（が生じることが予想される状況）を放置すれば政府に対する農業生産者の不満が増大して政権基盤が揺らぐ（可能性がある）社会的状況が存在する場合には、これに対処するための恒常的な「国内農業を対象とした諸施策」が行われるだろう。ただし、それがどの程度まで実効性をもって行われるかは、農業生産者の不満が政権基盤にどの程度の影響を与える（と見込まれる）かによるだろう。一方、そのような社会的状況がない場合には諸施策は行われまい<sup>\*5)</sup>。

<sup>\*5)</sup> その場合には、国内市場は外国産農産物に席卷され、国内の農業生産は大きく減少するだろうが、その下で外国からの農産物輸入が困難になる事態が生じた場合には、「農業生産者の不満への対処」ではなく、「国民の食糧消費の安定化」という政策論理によって、国内生産が追求されることになるだろう。

「農産物の輸入に係る国境調整措置」と「国内農業を対象とした諸施策」との連関は、基本的に以上のように捉えることができよう。

なお、これに関しては、農産物の輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準で設定されている下でも、供給過剰時の国内市場価格下落に対処するための緊急的・短期的な施策というレベルを超えて、生産者所得を「国内需要量の範囲内で国内農業が最大限の供給を可能にする水準」の国内市場価格から得られる額よりも引き上げるための施策が行われる場合があることに触れておく必要がある。日本におけるかつての食糧管理法及び現在の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」下での米をめぐる諸施策がその典型である。

このような施策が行われる背景としては、まず、生産者所得をその引上げが行われない前の水準で放置するならば、政府に対する農業生産者の不満が増大して政権基盤が揺らぐ（可能性がある）社会的状況が存在することが考えられる。しかし、一国内のほとんどの農産品目の輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準で設定され、それらの国内市場価格が「国内需要量の範囲内で国内農業が最大限の供給を可能にする水準」になっているならば、先述のようにその水準は農業生産者には妥当なものとして認識され、不満は生じないだろうから、このような施策が行われる必要はない。

したがって、このような施策は、多くの農産品目で輸入に係る国境調整措置が弱化し、低水準の国内市場価格・生産者所得が常態化している下で、政府に対する農業生産者の不満に対処

7) このような政策論理については、横山（2002）pp.13-16を参照。

するための諸施策の1つとして、輸入に係る国境調整措置がまだ輸入禁止的な水準で設定されている一部の農産品目に対して行われるもの、と捉えるべきだろう。このような施策の下では当該農産品の国内市場価格は「国内需要量の範囲内で国内農業が最大限の供給を可能にする水準」よりも高くなるため、その国内市場価格において当該農産物の国内生産量が国内需要量を上回る場合には、輸出補助金制度や他用途への利用を図る施策などによって過剰が解消されない限りは、同施策には何らかの形で生産調整が組み込まれることになろう。

以上、農業比較劣位国における農業政策を構造的に把握・分析するに際しては、まず、「農産物の輸入に係る国境調整措置」のあり方が「国内農業を対象とする諸施策」のあり方に大きな影響を与えること、ただし、後者のあり方は前者のあり方によって一様に決まるのではなく、その時々、社会的状況によって規定されること、を見ておく必要がある。

### Ⅲ 低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に対処するための「国内農業を対象とした諸施策」の2大類型

上では、農業比較劣位国において、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化によって安価な外国産農産物が国内市場に流入し、低水準の国内市場価格・生産者所得が常態化する（と予想される）場合、これを放置すれば政府に対する生産者の不満が増大し、政権基盤が揺らぐ（可能性がある）社会的状況がある際には、低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に対処するための恒常的な「国内農業を対象とした諸施策」が行われるであろうこと、ただし、それがどの程度まで実効性をもって行われるかは、農業生産者の不満が政権基盤にどの程度の影響を与える（と見込まれる）かによるであろうこと、を指摘した。先に触れた、輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準にある一部の農産品目で行われることがある、生産者所得を「国内需要量の範囲内で国内農業が最大限の供給を可能にする水準」の国内市場価格から得られる額よりも引き上げるための施策も、そのような諸施策の一環に位置づけられる。

さて、農産物の国際貿易の現状を見るならば、農業比較劣位国に位置づけられる国においても、農産品目の大宗について輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準で設定されているケースは、とくに「先進国」と呼ばれる諸国ではほとんど見られず、多くの国では輸入に係る国境調整措置の一定程度の弱化（その「程度」は国によって様々である）とその下での外国産農産物の国内市場への流入を前提として、低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に対処するための「国内農業を対象とした諸施策」が行われている。農業比較優位国でも、国際競争力を持っていない一部の農産品目については同様の施策が行われていることが多い。

それらの諸施策を見ると、大きく、①国内市場価格の下落分ないし生産者所得の減少分を政府が補填することによって生産者所得の減少を食い止めようとするもの＝「国内市場価格・生産者所得の補填に係る施策群」と、②農産物の生産費を低減させることによって生産者所得の減少を食い止めようとするもの＝「生産費の低減に係る施策群」の2大類型に分けることができる。前者の典型は「価格・所得政策」であり、後者の典型は「構造政策（規模拡大政策）」である。ただし、この両者のどちらかに区分することが難しい施策もある。

農業比較劣位国における現実の農業政策は、この両者を主要な柱としつつ、両者が入り交じった形で展開するだろう。それゆえ、同政策の構造を把握・分析し、その基本的性格を明らかにするにあたっては、前者・後者のそれぞれに属する施策・施策群が、先述の[A]制度的な整備が十分なされ、実施に当たって必要な財政的保障がなされるならば、狙いどおり（または

政府の説明どおり)の効力を発揮するもの、[B]相当程度の財政的配慮がなされたとしても、施策を取りまく諸条件が整わないならば、狙いどおり(または政府の説明どおり)の効力を発揮するとは限らないもの、のどちらの性格を有するかを検討することが必要となる。加えて、「国内市場価格・生産者所得の補填に係る施策群」「生産費の低減に係る施策群」のどちらかに区分することが難しい施策についても、その性格を明らかにする必要がある。以下、これらについて検討を行っていきこう。

#### Ⅳ 「国内市場価格・生産者所得の補填に係る施策群」の検討

##### 1 価格・所得政策

まず、「国内市場価格・生産者所得の補填に係る施策群」について検討しよう。その典型は「価格・所得政策」である。

同政策は、理想的には、「国産農産物の生産費」と「安価な外国産農産物の国内市場への流入によって下落した国内市場価格」との差額に相当する額を政府が補填することによって、生産者手取価格(=国内市場価格+政府補填額)を生産費を補償する水準まで引き上げ、それによって生産者所得及び国内農業再生産を保障しようとするもの、と捉えることができる。

その具体的な方法としては大きく、①個々の農産品目について生産費と国内市場価格との差額を政府が直接に補填する、②生産費と国内市場価格との差額を直接の補填対象とするのではなく、生産者所得に着目し、国内市場価格の低下が生産者所得に与える影響を勘案して、政府が生産者に対して直接的な支払いを行う、③市場原理による国内市場価格の形成を前提とするのではなく、生産費を補償する水準の価格で政府が農産物を生産者から直接に買い入れる、という3つが考えられる。

「価格・所得政策」の理念を端的に具現化しているのは①である。しかし、現実問題として、それはWTO農業協定の「国内支持」に関する規定において「黄の政策」(農業生産者に対する政府助成の中で、国内生産を刺激し、貿易歪曲性を持つもの)とされ、これに関する助成は削減の対象にされているため、国内農業保護の継続を目的として、WTO加盟国の多くでは「価格・所得政策」を、助成の削減を求められない「緑の政策」(貿易歪曲性がないか、あっても最小限である政府助成)の範疇に入る②を中心にするものに再編してきている<sup>8)</sup>。

②が「緑の政策」と認定されるには、個々の生産者への直接支払いの助成額が、生産面積や生産量という生産要素と関連づけられないことが要件であるため、各国はその要件を満たすべく助成額の算定方法について様々な工夫を凝らしている。しかし、具体的な算定方法がどうあれ、生産者所得及び国内農業再生産を十分に保障しようとするれば、その補填額算定の基礎は実質的に①に求めざるを得ない\*<sup>6)</sup>。

\*<sup>6)</sup> 日本で2007年度から10年度まで行われた「品目横断的経営安定対策」(08年度に「水田・畑作経営所得安定対策」に改称。同対策のうち「収入減少影響緩和対策」は11年度以降も継続)では、外国農産物の輸入価格に引き寄せられて形成される国内市場価格と

8) WTO農業協定における「国内支持」の3範疇(「黄の政策」「青の政策」「緑の政策」)の扱い、及びこれを見据えたアメリカ・EU・日本の「農政改革」の経緯については横山(2008b)を参照のこと。なお、「青の政策」は直接支払いのうち生産調整などの条件を満たすものであり、削減対象から除外されている。



国産農産物の生産費の差額を補填するための「麦作経営安定対策」や「大豆交付金」などに代わって「生産条件不利補正対策」が設けられたが、そこでの助成額の算定方法は、WTO農業協定を睨んで、当年産の生産量と品質に基づくものから、「過去の生産実績に基づく支払い」（固定払い＝緑ゲタ）7割、「当年産の生産量・品質に基づく支払い」（成績払い＝黄ゲタ）3割で算定するものに再編された。

ただし、1997年の「新たな米政策大綱」で米の政府買入れが備蓄用に限定され、政府の米買入れにおける価格支持の性格が完全に払拭されたということで、日本は「黄の政策」に係る政府助成額＝助成合計量をWTO協定で求められている上限の2割未満まで減少させ、上限までかなり余裕ができていたこともあり<sup>9)</sup>、11年度からの「農業者戸別所得補償制度」の畑作物への適用以降、「固定払い7割・成績払い3割」での算定は廃止され、当年産の生産量と品質を基本とする算定方法に戻った。

③は政府が直接に生産者手取価格を決定するものであり、生産者所得及び国内農業再生産を保障する方法としては最も強力であると考えられる。しかし、これもWTO農業協定では「黄の政策」として扱われ、また、各国の農業政策が全体として市場原理による価格形成を前提としたものになる中ではそれになじみにくい形態であることにより、「価格・所得政策」では例外的な存在になりつつある。

各国で実際に行われている「価格・所得政策」を見ると、①、②にも種々のバリエーションがあり、また、上述の「品目横断的経営安定対策」のように①と②をミックスしたものもあって、その形態は様々である。

ここで確認しておくべきは、「価格・所得政策」がどのような形態で行われようが、それが国産農産物の生産費を十分に補償する内実を備えているならば、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化下における低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に十分に対処できる効力を発揮できるであろうことである。これは国内農業再生産を保障する経済的条件でもある。つまり、「価格・所得政策」は先の[A]の性格を有するのである\*<sup>7</sup>\*<sup>8</sup>。

\*<sup>7</sup> 補償すべき生産費の水準は、理論的には、家族経営が農産物の大宗を生産している場合には「最劣等地・標準経営のC+V」（C：不変資本，V：可変資本）、資本主義的経営が大宗を生産している場合には「最劣等地・標準経営のC+V+AP<sup>10</sup>+AR」（AP：平均利潤，AR：絶対地代）ということになる。

ただし、現実には家族経営・資本主義的経営のどちらかに単純に区分できない経営体も多数あり、農産物の大宗を生産しているのが家族経営か資本主義的経営かを単純に判断することは困難である。たとえ、どちらかに判断できたとしても、「最劣等地・標準経営」を具体的に特定することはほぼ不可能である。

それゆえ、現実の「価格・所得政策」を分析する際の基準となる、各農産品目の補償す

9) 横山(2008b) pp.69-70。2012年における日本の助成合計量は6089億円、上限の3兆9729億円の15%と発表されており、また、同年の日本の「デミニミス」（当該国の農業生産額の5%を超えない助成額で「黄の政策」の助成合計量から除外できる最小限の政策）は2199億円、「青の政策」は1552億円、「緑の政策」は1兆8768億円である；農林水産省(2016) p.13。日本の農業政策も「緑の政策」を中心にしたものに組み替えられてきていることがわかる。

10) 本来、平均利潤は「P」で表すべきであるが、本稿では価格を指す記号として「P」を用いているため、混同を避けるためにここでは「AP」とした。

べき生産費の水準は、日本についてはとりあえず各種生産費統計における「支払利子・地代算入生産費」ないし「全算入生産費」の全国平均とするのが妥当であろう。

- \*8 ②は生産面積や生産量と関連づけないように助成金が交付されるため、国内生産に与える影響は①と若干異なる。例えば、「品目横断的経営安定対策」前の北海道では輪作体系の下でも収益性の面から小麦への生産傾斜が見られたが、同対策施行後は「固定払い」が7割となったため、小麦から他の畑作物への転換が進んだ<sup>11)</sup>。

しかし、「価格・所得政策」が行われても、それが生産費を十分に補償する内実を備えていなければ、多くの農業生産者は採算がとれず、国内の農業生産は減少する。その際の減少の程度は価格補填ないし所得補填の不十分さの程度によるだろう。

それゆえ、「価格・所得政策」が生産費を十分に補償する内実を備えているかどうかは、農業政策の基本的性格を把握する際の重要なポイントになる。

## 2 輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準にある農産品目に係る施策

ここで、先述の、輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準にある一部農産品目で行われることのある、生産者所得を「国内需要量の範囲内で国内農業が最大限の供給を可能にする水準」の国内市場価格から得られる額よりも引き上げるための施策について触れておこう。

同施策は、上述の「価格・所得政策」とは異なり、「国産農産物の生産費」と「安価な外国産農産物の輸入によって下落した国内市場価格」との差額に相当する額を政府が補填するものではない。しかし、同施策が、政府が生産者から農産物を生産費よりも高い価格で買い入れたたり、国内市場価格に政府が助成金を上乗せしたりする方法で行われる場合には、生産者手取価格・生産者所得の水準に直接的に影響を与えるため、[A]の性格を有するとできる。ただし、その際には供給過剰が発生しないよう、先述のように輸出補助金制度や他用途への利用を図る施策によって過剰が解消されない限りは、生産調整が同時に行われる必要がある。

一方、政府がそのような価格・所得操作を行わない場合には、同施策では、政府主導の生産調整によって国内市場価格を自由生産の下での均衡価格以上に押し上げる方法がとられることになる。この場合、生産者の生産調整への参加という媒介項が必要であるために、効力の発揮については政府が価格・所得操作を行う場合ほど明確ではないものの、生産者の生産調整参加のメリットを充実させるならば、これと同様の効果を発揮することが可能である。したがって、この場合も同施策は[A]の性格を有するとできよう。

以上より、同施策は「価格・所得政策」の変形として捉えてよいだろう。

## 3 条件不利地域対策・農業の多面的機能の発揮に係る施策・環境保全型農業支援対策

「価格・所得政策」に関して、「条件不利地域対策」についても触れておこう。

同対策は、農地の傾斜度が大きく、小区画・不整形の圃場が多いなど、農業生産が不利な条件にあり、その結果、農産物の生産費が必然的に高くなる地域を対象として、農業生産活動の継続を図り、地域を維持することを目的として行われる助成であり、WTO農業協定では「緑の政策」として扱われる。それゆえ、助成額は生産要素と切り離して算定されることが求められるが、同対策の趣旨から当然にも、その算定の基礎は、同地域と平地での生産費との差額、

11) 横山 (2009) pp.131-132。

及び生産量ないし生産面積に求めざるを得ない<sup>12)</sup>。

つまり、「条件不利地域対策」は、同地域で生産される農産物を対象とした、「価格・所得政策」の補完としての役割を担っているのである。

また、今日の日本では、条件不利地域以外の農村地域においても、農業の多面的機能の発揮を目的として、用排水路・農道をはじめとする農業関連施設の補修などの地域活動や営農活動に対して助成金を交付する施策が行われている。このような「農業の多面的機能の発揮に係る施策」は「地域政策」とされているが、所与の生産者手取価格・生産者所得では農業生産者が対応できない農業関連施設の補修を、別途の助成金交付によって地域の農業生産者・住民に行わせようとするものであるため、「価格・所得政策」の補完として捉えることができる。

このような「価格・所得政策」の補完の役割は、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培など環境保全的な農業生産を行う生産者に対して、それを行う際にかかる追加コスト相当分の助成金を交付する「環境保全型農業支援対策」（WTO農業協定では「緑の政策」とされる）についても指摘することができる<sup>13)</sup>。

しかし、これら3施策は「価格・所得政策」の補完であるがゆえに、本体である「価格・所得政策」に生産費を十分に補償する内実が備わっていない場合には、これら3施策に十分な財政的保障がなされても、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化下における低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に十分に対処できる効力を発揮することはできないだろう。

なお、「条件不利地域対策」と「農業の多面的機能の発揮に係る施策」は、今日の日本では、その助成金の交付に際して、前者では集落などを単位とする協定の締結が、後者では地域の農業者以外の地域住民を含む活動組織の設立とそこでの協定の締結が、その要件とされている<sup>14)</sup>。しかし、後者については、助成金単価が高く設定されても、地域・集落の住民の中の非農業生産者が協定に参加するかどうかという問題が存在すると考えられ、その効力の発揮には不透明な部分がある。それゆえ、後者は[A]の性格を有する「価格・所得政策」の補完ではあるが、今日の日本では[B]の性格も帯びていると見ることができる。

## V 「生産費低減に係る施策群」の検討

先に触れたように、資本主義国の国家政策には安価な食料を追求する「総資本の本来的要求」が反映される。それゆえ、資本主義国であれば、農業比較優位国であれ、農業比較劣位国であれ、農産物の生産費低減を図ろうとする施策は「総資本の本来的要求」の反映という共通の属性を持つ。これに加えて、同施策は農業比較劣位国においては、農産物の輸入に係る国境調整措置が弱化する下では、低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に対処するための「国内農業を対象とした諸施策」の2大類型の1つである「生産費低減に係る施策群」の属性をも持つことになる。

12) 現在の日本の条件不利地域対策＝「中山間地域等直接支払」でも、「中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援します」という説明が行われている；農林水産省（2013）p.20。

13) 現在の日本の環境保全型農業支援対策＝「環境保全型農業直接支援」については、「環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します」と説明されている；農林水産省（2013）p.20。

14) 現在日本で行われている「農業の多面的機能の発揮に係る施策」は、「農地維持支払」と「資源向上支払」であり、前者については農業のみで構成される活動組織も認められているが、後者については活動組織には農業者以外の地域住民を含むことが要件とされている；農林水産省（2013）pp.21-24。

なお、本稿では同施策群に属するすべての施策を取り上げることはできないため、現在の日本農政の焦点になっているものを中心に見ていく。

## 1 構造政策（規模拡大政策）

「生産費低減に係る施策群」の典型として、「構造政策（規模拡大政策）」から見ていこう。

土地利用型農業における「構造政策（規模拡大政策）」は、農地利用を一部の農業経営体に集積させ、その経営規模を拡大させて生産費の低減を図ろうとするものであり、それは当該経営体にとって採算性向上に繋がる可能性を持つ。

ただし、規模拡大を行うかどうかは最終的には個々の農業経営者が判断することである。それゆえ、規模拡大の条件が存在するならば、「構造政策（規模拡大政策）」が実施されなくても規模拡大が行われることはあるだろうし、反対に、「構造政策（規模拡大政策）」が行われても、それが規模拡大の条件を創出できなければ、規模拡大は行われまいだろう。

したがって、「構造政策（規模拡大政策）」を取り上げるに当たっては、規模拡大の条件を検討することから始めなければならない。これは次のように考えることができる。

農地は地球の表面である土地の一部であり、農業生産が可能な農地はその面積が限られている。それゆえ、農地利用が一部の農業経営体＝農地の「受け手」に集積されるには、「受け手」に規模拡大の意思があることに加えて、現に農業生産を行っている農業経営体の一部が農業生産を中止し、農地の「出し手」としてその農地を「受け手」に売却または貸出することが必要となる<sup>\*9</sup>。

<sup>\*9</sup> 規模拡大は、「出し手」「受け手」による農地の「売却・購入」または「貸出・借入」という2つの形態のどちらかで行われるが、本稿では「貸出・借入」のみを扱う。というのは、①農地価格が農業収益還元地価と一致している場合は売買も貸借も同一の議論で行えるし、②農地転用の可能性があり、転用の際の販売見込価格が農業収益還元地価を上回る場合には、「出し手」は転用機会を窺って農地を農地としては売却しないため、規模拡大は貸借でしか行われまい、と考えられるからである。

そのための経済的条件は、(a)「受け手」は地代を支払ってでも農地を借り入れて経営を行った方が有利、(b)「出し手」は、自分で営農して所得を得るよりも、「受け手」に農地を貸し出して地代（＝小作料）を受け取った方が有利、ということになる。

これに関しては、須田敏彦氏が、家族経営が農業生産の大半を占めている状況を前提として次のような定式化を行っている<sup>15)</sup>。

「受け手」と「出し手」のそれぞれについて、生産物の販売価格をP、p、単収をQ、q、物財費をC、c、労働費をV、vとすると<sup>16)</sup>、上述の(a)と(b)が同時に成立する条件は、農地単位面積当たりで、

$$P \cdot Q \geq C + V \quad \dots \dots (1)$$

$$P \cdot Q - (C + V) + v > p \cdot q - c \quad \dots \dots (2)$$

15) 須田 (2006) pp.7-9.

16) 須田 (2006) では不変資本、可変資本という用語は使用されていないが、物財費にC、c、労働費にV、vという記号を用いているのは、これらが不変資本、可変資本に相当すると捉えているからであろう。

という2つの式で表される。(1)は「受け手」の粗収入が生産費を補償していること、(2)は「出し手」が営農を中止して農地を貸し出す場合の純所得(「地代」+「労働力の機会費用ないし家族労働評価」)が同人が営農を継続した場合の純所得を上回っていること、を意味する。

その上で、農地貸借は基本的に狭い地域の中で形成されることが一般的であり、 $P = p$ 、 $Q = q$ と仮定できるため、(2)は

$$C + V < c + v \cdots \cdots (3)$$

と書き換えられる。これは農地単位面積当たりの「受け手」の生産費が「出し手」のそれよりも低いことを意味する。

ただし、須田氏は、 $C < c$ は一般的に指摘できるものの、労働力の機会費用ないし家族労働評価である $V$ と $v$ については、「受け手」には機会費用ないし家族労働評価が高い若手・専業農家が多く、「出し手」にはそれらが低い高齢・兼業農家が多いため、 $V < v$ は常には成立せず、したがって、 $C + V < c + v$ も常には成立せず、これが日本の稲作で長い間構造変化が進まなかった理由であるとする<sup>17)</sup> \*<sup>10)</sup>。

\*<sup>10)</sup> (3)式に $P$ 、 $p$ が含まれていないことは、農産物の輸入に係る国境調整措置を弱体化させたり、「価格・所得政策」における補填額を引き下げたりして、生産者手取価格を引き下げれば、小規模な農業経営体は採算がとれなくなって営農を中止し、その農地が大規模経営体へ集積して規模拡大が進む、ということには単純にはならないことを示している<sup>18)</sup>。それどころか、生産者手取価格が大きく下落すれば、(1)式が成立しなくなるために規模拡大はかえって阻害される。

また、農地は食糧生産における最も重要な生産手段であることから、世界的に見ても農地には転用規制がかかっていることが多いが、生産者手取価格の下落ないし生産者所得の減少によって、標準的な規模の農業経営体で採算がとれなくなる状況が継続すれば、近代市民法の所有権絶対の原則の下では転用規制の正当性は揺らぐと考えられる。というのも、「農地を転用して他の用途で活用すれば適正な所得が得られるのに、なぜ適正な所得が得られない農業でしか土地を利用できないのか」という農地所有者の反発に対して、法論理的に対抗することが困難になるからである。しかし、農地転用の進行は規模拡大を阻害する<sup>19)</sup>。

以上を踏まえると、「構造政策(規模拡大政策)」では、(1)式の成立を前提として、(3)式が成立している場合には、「出し手」が農地を貸しやすくするための農地貸借権の弱体化や、行政や公的機関による農地貸借の情報提供・斡旋などの施策をとることが必要であり、(3)式が成立していない場合には、それらに加えて、より根本的な施策を行うことが必要になる。

(3)式が成立していない状況とは、 $C + V \geq c + v$ となっていることであり、そこでのより根本的な施策とは、右辺の値が左辺の値よりも大きくなるように右辺に $+a$ を付け加えることである。その具体的な施策としては、農地貸借契約設定に際しての「出し手」への助成金交

17) 須田(2006) pp.10-11。

18) 須田(2006) pp.32-33の注8。

19) 横山(2008a) pp.80-84を参照。

付がある。これは「出し手」が受け取る地代を増額させることと同じ意味を持つ。なお、「受け手」に助成金を交付する施策もあるが、これは「受け手」の地代負担力を高めて、「出し手」が受け取る地代を増額させることに帰結する。

しかし、「出し手」の $v$ の大きさは個別的あるいは主観的なものであり、その地域の労働市場の状況や「出し手」の年齢などによってまちまちになるため、農地貸借の個々のケースについて  $C + V < c + v$  が成立しているかどうか、成立していない場合にはどのくらいの助成金を交付すれば  $左辺 < 右辺$  になるか、を判断することは不可能である。そもそも政府の施策として行われる以上は、根拠が曖昧なままに諸々の「出し手」に対して、助成金を交付したりしなかったり、助成額に差をつけたりすることはできない。

それゆえ、政府は一規模拡大が行われる条件としての(3)式を認識しているわけではないだろうが、「出し手」が受け取る地代が増えれば、「出し手」が農地を貸し出すインセンティブが高まることは周知の事実であるため一、農地貸借に係る「出し手」への助成金を交付する施策を行う際には、多くの場合、貸出面積・貸出期間等に複数の基準を設けた上で、同一基準ではどの「出し手」に対しても一律の助成額を交付することになる\*<sup>11</sup>。

\*<sup>11</sup> これに関して、先に触れた「品目横断的経営安定対策」が持つもう1つの性格について見ておきたい<sup>20)</sup>。

同対策は「生産条件不利補正対策」(及び「収入減少影響緩和対策」)の対象を、当該農産物を生産・販売したすべての農業経営体ではなく、政府が定めた経営規模(原則として、個別経営では都府県4ha以上、北海道10ha以上、集落営農組織では20ha以上)以上の大規模な経営体に限定するとした。

価格補填は、見方を変えると、対象となる経営体の生産費をその分だけ引き下げる助成金として捉えることができる。それゆえ、同対策は大規模経営体のみを対象とした生産費削減施策として、「 $C + V < c + v$  を強行的に作り出す施策」という性格を持つ。ただし、同対策が農地貸借の際の「出し手」への助成金交付措置と決定的に異なる点は、後者が「プラスの助成金」によって「出し手」の受け取る地代を実質的に増額させ、「出し手」の貸出意欲を促すものであるのに対して、前者は小規模な経営体である「出し手」に対する価格補填の廃止という「マイナスの助成金」によって、「出し手」を農地を貸し出さざるを得ない状況に追い込むものであるところにある。

この場合、「出し手」が農地を貸し出すのは、農外に就労機会があってそこからの所得と農地貸出による地代で従来と同等以上の所得が得られるからではなく、採算がとれないがゆえに農業生産を中止せざるを得ないからである。したがって、そこでの農地賃貸の際には、「出し手」はそれまでの農業所得に近い水準の地代、すなわち、その地域で一般的な水準よりもかなり高い水準の地代を「受け手」に要求することになる。一方で、同対策における各品目への補填額は従前とほとんど変わらないため、規模拡大によって生産費が低減しても、その低減分が、「出し手」の要求に対応する地代増加分以上でなければ、「受け手」は規模拡大を行う意味がない。それゆえ、同対策が継続していれば、「受け手」と「出し手」との間での地代水準をめぐる軋轢やそれによる規模拡大の困難、という問題が表面化する可能性があったと言える。この問題は、オペレーターと農地提供者が明確に区分される集落営農組織では、集落営農組織内における農作業労賃と地代との対抗関係と

20) 横山(2008a) pp.87-88を参照。

して現れることになる。

一方で、同対策下では、価格補填を受けるために集落営農組織の形態をとっていても、参加農家が一旦集落営農組織に自己所有農地を賃貸した後、集落営農組織から同農地での農作業を全面的に受託するような、実質的に従来どおりの個別農業経営が行われているケース（いわゆる「枝番管理」）も多々見られた。このような形の集落営農組織であれば、農作業労賃と地代との対抗関係は生じないだろうが、それは農地利用集積が実質的には行われていないがゆえである。

なお、2011年度からの畑作物への「農業者戸別所得補償制度」の適用によって「生産条件不利補正対策」の規模要件は外れたが（同対策の名称も「畑作物の所得補償交付金」に変更）、14年度からは、規模要件こそつけられなかったものの、対象が認定農業者・認定就農者・集落営農に限定されたため（名称は13年度から「畑作物の直接支払交付金」に再変更）、地代水準をめぐる軋轢の問題が再び伏在するようになったと言える。

また、同じ規模であっても農地が分散している場合と団地化している場合とでは労働生産性が異なり、生産費は前者よりも後者が低くなるため、「構造政策（規模拡大政策）」では「受け手」への農地利用集積にあたって分散錯圃の解消や圃場の団地化を図るための施策も同時に行われることになる。

さて、問題は、「構造政策（規模拡大政策）」が、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱体化下における低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に対して、国内農業生産の水準を維持する効力を発揮できるかどうかである。

最初に確認しておくべきは、規模拡大によって国産農産物の生産費を低減できたとしても、比較劣位という農業の位置が変わらない限りは、国産農産物の生産費が輸入される外国産農産物の生産費を上回るという状況は変化しないことである（ここでは外国産農産物の輸送費や保険料などは捨象する）。「構造政策（規模拡大政策）」が単独で国内農業生産の水準を維持する効力を発揮できるのは、規模拡大によって農業が比較優位に転化する場合のみである。農業が比較劣位のままである場合には、生産費の低減は国内市場価格低半分・生産者所得減少分の一部を埋め合わせる効力しか持てないのであり、その下では国内農業生産は減少を免れない。

「構造政策（規模拡大政策）」の一施策として、農地貸出に係る「出し手」への助成金の額を大幅に引き上げれば規模拡大が大きく進展する可能性はあるだろう（ただし、1回の助成金交付によって農地貸借が永久に継続するわけではないため、貸借期間中の「受け手」の生産費低減分の総額が同期間中に交付される助成金の総額よりも少なければ、同施策の実施は国民経済的にはマイナスの効果になる）。

しかし、農業の比較優位への転化は農業の労働生産性向上だけで達成できるものではなく、他産業の労働生産性の動向にも左右されるのであるから、規模拡大が大きく進展しても、農業が比較優位に転化する保証はない<sup>21)</sup>。

21) この点、山崎（2016）pp.51-52では、「・・・比較生産費論によると、農業の国際競争力は農業の絶対的な生産力で決まるのではないからです。いくら先進国の農業の生産力が途上国の農業の生産力を上回っていても、その上回る程度が、先進国の工業の生産力が途上国の工業生産力を上回る程度に及ばなければ、先進国の農業は比較劣位となって価格の面で国際競争力を持たないのです」「・・・世間では、日本農業の国際競争力を高めるために農業生産力を高めるべきである、という議論がなされているのをよく耳にします。しかし、こういう議論は、途上国で生産される農産物との間で見た場合には、比較生産費論をふまえると非常に非現実的な議論である、ということはご理解頂けると思います。また、先進国との間でも、新開地や、農産物に輸出補助金を出している国々との競争は容易なことではありません」との指摘がなされている。

さらに、根本的な問題としては、農地貸借を行うかどうかを最終的に判断するのは個々の「出し手」「受け手」であり、そこでは経済的要因以外の要因による判断が行われることもあること、また、「地域の中にあっても集落を跨いだ農地移動は、水路や農道などの資源保全を誰が負担するかという調整を必要とする。・・・農地集積は単に出し手と受け手だけで完結する問題ではない」<sup>22)</sup> ため、「構造政策（規模拡大政策）」が実施されても、その狙いどおりに規模拡大が進むとは限らないこと、がある。

つまり、「構造政策（規模拡大政策）」が行われても、①政策の意図どおりに規模拡大が進展するかどうかはわからない、②狙いどおりに規模拡大が進展して生産費が低減しても、それによって農業が比較優位に転化する保証はない、③農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化的下で国内市場価格が大きく下がるならば、規模拡大の前提である先の（1）式が成立しない状況さえも生じる、のである。

これは、「構造政策（規模拡大政策）」が農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化的下における低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に十分に対処できる効力を発揮できるかどうか不透明であることを示している。「構造政策（規模拡大政策）」は[B]の性格を有するのである。

## 2 土地改良事業

農地改良・圃場区画整理・用排水施設整備補修・農道整備など、農業生産基盤の整備について政府・行政が相当程度の助成を行う「土地改良事業」は、農業の労働生産性を向上させる（単収増加に繋がる事業は土地生産性の向上を通じて労働生産性を向上させる）ことを目的として行われるものであるため、「生産費の低減に係る施策群」の中に位置づけることができる（ただし、「土地改良事業」への投資額が、農産物生産費の低減額を利子率で除した額を上回る場合、同事業は国民経済的にはマイナスの効果になると考えられる<sup>23)</sup>）。

とくに「土地改良事業」の中の圃場の区画整理及びこれに伴う諸事業は、「受け手」への農地利用集積の際に行われることが多い分散錯圃の解消や圃場の団地化とも密接な関わりをもっており、「構造政策（規模拡大政策）」の一環としても捉えることができる。

しかし、「土地改良事業」については、①その実施にあたっては地区・集落内の合意が必要であるものの<sup>24)</sup>、事業の補助率が相当程度高いならば、政府・行政の狙いどおりに同事業が進展するかも知れないが、②それによって生産費が低減したとしても、（規模拡大による生産費低減分と合わせても）農業が比較優位に転化する保証はなく、農業が比較劣位のままであれば、生産費の低減は農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化的下による国内市場価格低下分・生産者所得減少分の一部を埋め合わせる効力しか持たない、③農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化的程度が大きく、国内市場価格が生産費の低減分を超えて低下するならば、同事業を実施しても国内農業生産の水準を維持することができない、ということを見ておかなければならない。

つまり、「土地改良事業」も、「構造政策（規模拡大政策）」と同様、低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に十分に対処できる効力を発揮できるかどうかは不透明であり、それゆえ、[B]の性格を有するとできるのである。

22) 中村 (2017) p.28。

23) 阪本楠彦氏は「開墾とか改良とかを人はなぜ決意するのか、という問題」に対する「常識的な解答」として  $K \leq R/i$  ( $K$ : 開墾〔改良〕に要する費用,  $R$ : 開墾〔改良〕後に耕作の過程で発生する地代〔増〕,  $i$ : 利子率)を示した; 阪本 (1978) p.42。本文での叙述は、これを国民経済の観点から政府・行政が行う土地改良事業に適用したものである。

24) 日本の土地改良法では、受益地区内の参加資格者の3分の2以上の同意が必要とされている。



### 3 企業の農業参入の促進に係る施策

生産費の低減に関しては、農地の貸借・所有に係る規制を緩和して企業の農業参入を促進させ、企業を「受け手」の1つに位置づけようとする施策についても触れる必要がある。

同施策の論理は、企業が農業に参入すれば、その資金力・経営力によって農地利用集積が大きく進み、経営規模の拡大が図られ、生産費が低減するというものである。

先述したように、「受け手」「出し手」とも家族経営の場合の農地貸借が行われる経済的条件は、(1) 式の  $P \cdot Q \geq C + V$  及び (3) 式の  $C + V < c + v$  であるが、「出し手」が家族経営で「受け手」が企業の場合の農地貸借の経済的条件は、

$$P \cdot Q \geq C + V + AP \dots (1)'$$

$$C + V + AP < c + v \dots (3)'$$

になると考えられる。必ずしも利潤を求めない家族経営と異なって、企業経営は利潤の獲得が最大目的であるから、(1)' 式の右辺、及び (3)' 式の左辺に  $AP =$  平均利潤が付け加わることになる。

企業の資金力・経営力で規模拡大を行い、労働生産性を向上させて、農産物1単位当たりの  $C$  と  $V$  を家族経営よりも縮減しても、生産費には  $AP$  が付け加わるのであるから、企業が「受け手」になったからと言って、(1)' 式、(3)' 式が常に成立するとは限らない。

また、「(1)' 式と (3)' 式が成立していて農地貸借が進む場合」でも、「(1)' 式は成立しているものの (3)' 式が成立していない際に、「出し手」に助成金  $= a$  を交付して (3)' 式の右辺の値を左辺の値よりも大きくし ( $C + V + AP < c + v + a$ )、農地貸借を進めようとする場合」でも、その下で規模拡大が進んだとしても、農業が比較優位に転化する保証はない。農業が比較劣位のままであれば、規模拡大による生産費の低減は、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化による国内市場価格低下・生産者所得減少の一部を埋め合わせる効力しか持たないし、国内市場価格の低下が著しく、(1)' 式が成立しない場合には、採算がとれないことになる。

なお、これに関しては、企業の販売力に着目して、企業は家族経営よりも高い価格で農産物を販売することができるので、企業の方が地代負担力があるという議論がある。すなわち、 $P = p$  ではなく、 $P > p$  になるということである<sup>25)</sup>。確かにそういう状況が一般的であるならば、必ずしも (3)' 式が成立しなくても農地貸借は進むだろうが、一方で販売価格の高さは、農産物の輸入に係る国境調整措置が弱化している下の国内市場では、外国産農産物との販売競争における国産農産物の価格競争力を削ぐものとなる。

このように考えると、「企業の農業参入の促進に係る施策」についても、農産物の輸入に係る国境調整措置弱化下における低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に十分に対処できる効力を発揮できるかどうかは不透明なのであり、それゆえ、[B] の性格を有するとできよう<sup>\*12)</sup>。

\*12) なお、企業の農業参入に関して、先に触れた生産者手取価格ないし生産者所得と転用

25) これについては、須田 (2006) p.33の注8でも「しかし、単収を左右する規模選択的な技術の導入、大農の独自ブランドや独自の販売ルートの確立などで、将来この等式関係 ( $P \cdot Q = p \cdot q$ ) が崩れる可能性は十分に考えられる。その場合、農地流動化の条件は、各階層の農産物価格と単収 ( $P, p, Q, q$ ) が重要な項として組み込まれることになるだろう」と指摘されている。

規制との関係をめぐる問題について改めて触れておきたい。

この問題は農地所有権の取得が家族経営及びその延長線上にある法人に限定されている場合でも存在する。ただし、一般の株式会社に農地所有権取得が認められた場合には、農産物の生産者手取価格の下落ないし生産者所得の減少によって採算がとれず、同社が農業から撤退を図ろうとする際に、この問題は先鋭化するだろう。と言うのも、採算がとれない場合、一般の株式会社は農地を他の採算がとれる産業の用地として使用しようするか、農地よりも高い価格がつく他用途の用地として売却しようとするために、「株主の利益」を前面に出して農地転用の規制緩和・撤廃を政府に強く迫ることが容易に想像できるからである。しかし、重ねて確認すべきは、農地転用の増加は規模拡大を阻害することである。

#### 4 農業生産資材価格の引下げに係る施策

生産費低減を図るには、農業経営の規模拡大や土地改良等を通じての労働生産性向上に加えて、農業生産資材価格＝物財費を引き下げする方法もある。

この「農業生産資材価格の引下げに係る施策」は大きく、①農業生産資材の原料の価格の引下げ、②農業生産資材の生産分野に小規模な企業が多数存在し、その結果、農業生産資材の生産分野の全体的な労働生産性が低くなっていると見られる場合には、参入規制がある際には規制緩和・撤廃による企業間競争、参入規制がない際には施策的誘導による企業集約化、を通じた労働生産性の向上、③農業生産資材の生産段階に独占的状况があり、出荷段階で不当に高い独占価格が形成されていると見られる場合には、独占価格の引下げや生産独占の排除、④農業生産資材の流通段階に独占的状况があり、流通経費やマージンが不当に高いことによって農業生産資材の最終消費段階での価格が不当に高くなっていると見られる場合には、マージンの引下げや流通独占の排除、などが考えられる。

ただし、①については、原料の調達先は国内・海外の極めて広い範囲に亘り、加えて原料価格は市場動向によって大きく規定されることから、政府の施策によって原料価格の引下げを図ることは困難である。

それゆえ、「農業生産資材価格の引下げに係る施策」は②③④が中心になると考えられるが、これらの施策を行うにあたっては、②については小規模企業が多数存在している背景に合理的な理由がないかどうか、③④については生産段階・流通段階の状況を正常な価格形成を歪めている独占状態と捉えてよいかどうか、を正確に分析することが必要になる。

というのも、少量多品目生産が必要な分野であれば多数の小規模企業の存在には合理的理由があり、それにも拘わらず企業集約化を無理に図るならば、却って農業生産に否定的影響が出る可能性があるからであり<sup>26)</sup>、また、生産段階・流通段階に独占による否定的な影響が見られないにも拘わらず、現状を無理に独占状態として捉えて価格形成に政府が介入するならば、却って適正な価格形成を阻害することになるからである。

「農業生産資材価格の引下げに係る施策」は、生産・流通段階の正確な分析と評価の下に行われてはじめて妥当性を持つのである。

ただし、同施策は、「構造政策（規模拡大政策）」「土地改良事業」と同様に、①その実施によって生産費が低減しても、農業が比較優位に転化する保証はない、②農業が比較劣位のままであれば、生産費の低減は農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化による国内市場価格低下分・生産者所得減少分の一部を埋め合わせる効力しか持たない、③農産物の輸入に係る国境調

26) この点は、坂爪 (2017) pp.26-27を参照のこと。

整措置の弱化の程度が大きく、国内市場価格が生産費の低減分を超えて低下するならば、同施策を実施しても国内農業生産の水準を維持することはできない、というものである。

つまり、同施策も、農産物の輸入に係る国境調整措置弱化下における低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に十分に対処できる効力を発揮できるかどうかは不透明であり、それゆえ、[B]の性格を有するとできる。

## Ⅵ 「その他の諸施策」の検討

農産物の輸入に係る国境調整措置弱化下における低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に対処するための「国内農業を対象とした諸施策」は、以上の「国内市場価格・生産者所得の補填に係る施策群」「生産費低減に係る施策群」の2大類型に分かれるが、どちらかに区分することが難しい施策もある。それら「その他の諸施策」を検討しておこう。

### 1 農産物の輸出促進に係る施策

農業比較劣位国において「農産物の輸出促進に係る施策」として最も有効なのは、国内市場価格と国際市場価格の差額に相当する助成金を輸出業者に交付する輸出補助金制度である。同制度については、国内市場価格が生産費を補償しない水準に止まれば、輸出用も含めて農産物の生産は困難になるのであるから、同制度は基本的に、①農産物の輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準にあること、②農産物の輸入に係る国境調整措置が弱い場合には「価格・所得政策」が生産費を十分に補償する内実を備えていること、が前提になる<sup>27)</sup>。同制度が行われれば、国内生産者は生産費が補償される下で農産物を輸出業者に販売することができる（その農産物は国際市場価格で輸出される）。

現実問題としては、WTOでは輸出補助金は貿易歪曲的なものとされ、WTO発足時に輸出補助金制度を有していた国についてはその助成額の削減が求められ、同制度を有していなかった国については同制度の新設が禁止されている。したがって、現段階において「農産物の輸出促進に係る施策」として新たに輸出補助金制度が設定される可能性はほとんどない。

このような下で、農業比較劣位国において、輸出補助金制度以外に「農産物の輸出促進に係る施策」として考えられるのは、世界市場で価格競争力を持つ一部の農産品目、または価格競争力は持たないものの高品質に基づく非価格競争では競争力を持つと見込まれる一部の品目について、その輸出促進を図る施策である。具体的には、輸出促進に係るインフラストラクチャーや諸体制の整備、海外向けの宣伝に係る助成金の交付などを挙げることができる。

しかし、農業比較劣位国である限り、農産物、とりわけ自然条件に加えて歴史的条件にも規定される土地所有制度によってその労働生産性が大きな影響を受ける土地利用型品目について

---

27) WTO発足前のEUでは、共通農業政策の可変課徴金によって域外からの農産物輸入をほぼシャットアウトしつつ、可変課徴金と同水準の輸出補助金によって域内産農産物を域外に輸出していた。また、WTO発足前のアメリカの農業政策は、国際市場価格を睨んだ水準で融資価格を設定し（市場価格が融資価格を下回った場合には生産者は商品金融公社に現物を引き渡す）、農産物の生産費を補償する水準で設定された目標価格と融資価格との差額を不足払いをしていたが、この不足払いは輸出されるアメリカ産農産物については実質的に輸出補助金の役割を果たしていたと言える。これらのEUとアメリカの制度は、WTO発足後に「青の政策」「緑の政策」に組み替えられていったが、それでも、域内・国内で生産される農産物の生産費を補償するという根幹は維持されている：横山（2008b）pp.63-69。

は、世界市場において価格競争力を持つものはほとんどないと言ってよい。また、高品質に基づく非価格競争において競争力を持つ品目についても、世界市場が全体として価格競争を軸として動いている中では、非価格競争力だけでは輸出を伸張させることには限界がある。他国産の当該品目が品質を向上させた場合には非価格競争は霧消し、価格競争のみとなる。

このような中でいくら輸出促進に係るインフラストラクチャーや諸体制を整備し、海外向け宣伝を行ったとしても、それだけで農産物、とりわけ土地利用型品目の輸出が飛躍的に伸張することはないだろう。

つまり、農業が比較劣位にある限りは、輸出補助金制度以外の「農産物の輸出促進に係る施策」について、その効力を発揮できる品目・場面は初めから相当程度限定されているのである。同施策は〔B〕に近い性格を有するとできるが、農産物の輸入に係る国境調整措置弱体化下の低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に十分に対処できる効力を発揮できるかどうかについては、「不透明」と言うよりは「相当程度限定的であることが明確」と言った方がいいだろう。

## 2 農業生産者の加工・販売事業の支援に係る施策

農業生産者の所得増大を図る一方策として、農業生産者が行う農産物の加工・販売などの事業を支援するために助成金を交付する施策がある。今日の日本では「6次産業化」と呼ばれるものであり、従来農産物の生産のみに従事してきた農業生産者に新たに農産物の加工・販売に係る事業を手がけさせ、従来農業外部の加工業者・流通業者に帰属していた加工・販売段階での付加価値を生産者に帰属させ、生産者の所得を増大させることを目的とする。

このような「農業生産者の加工・販売事業の支援に係る施策」は、農産物の輸入に係る国境調整措置が弱体化し、国内市場価格が低下する下では、それによる生産者所得の減少に対処する役割も担うことになる。

ただし、同施策については、①農業生産者が農産物の加工・販売に係る事業を手がけた時点で、既存の加工業者・販売業者や6次産業化に取り組む他の農業生産者との競争に直面することになるため、同事業を継続できる保障はないこと、②事業を継続できたとして、そこで得られる「付加価値」（農業生産者は加工・販売事業に別途時間を費やすことになるから、ここでの「付加価値」は実際に得られる付加価値から機会費用を除外する必要がある）が、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱体化による生産者所得の減少分を埋め合わせるものになる保証はないこと、を見ておく必要がある。

同施策が農産物の輸入に係る国境調整措置弱体化下における低水準の国内市場価格・生産者所得の常態化に十分に対処できる効力を発揮できるかかどうかは不透明なのであり、それゆえ、同施策は〔B〕の性格を有しているとできる。

## Ⅶ むすび

### 1 農業比較劣位国における農業政策の構造的把握・分析のための新たな視点・枠組み

#### (1) 検討結果のまとめ

ここまでの検討の結果をまとめると、以下のようになる。

農業比較劣位国において、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱体化は、安価な外国産農産物を国内市場に流入させ、低水準の国内市場価格・生産者所得を常態化させるが、これを放置す

れば政府に対する生産者の不満が増大し、政権基盤が揺らぐ（可能性がある）社会的状況が存在する場合には、低水準の国内市場価格・生産者所得に対処するための恒常的な「国内農業を対象とした諸施策」が行われる。それらがどの程度の実効性をもって行われるかは、農業生産者の不満が政権基盤にどの程度の影響を与える（と見込まれる）かによる。そして、この「国内農業を対象とした諸施策」は2大類型に分けることができる。

その1つである「国内市場価格・生産者所得の補填に係る施策群」については、「価格・所得政策」及びその変形である「輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準にある農産品目に係る施策」は〔A〕の性格を有しているが、「条件不利地域対策」「農業の多面的機能の発揮に係る施策」「環境保全型農業支援対策」は「価格・所得政策」の補完であるため、それらの効力の発揮は、「価格・所得政策」が生産費を十分に補償する内実を備え、国内市場価格低下・生産者所得減少に十分に対処できる効力を発揮できるものかどうか、によって決まる。ただし、「農業の多面的機能の発揮に係る施策」は今日の日本では〔B〕の性格も帯びている。

もう1つの「生産費低減に係る施策群」については、「構造政策（規模拡大政策）」「土地改良事業」「企業の農業参入の促進に係る施策」「農業生産資材価格の引下げに係る施策」とも、〔B〕の性格を有する。

また、2大類型以外の「その他の諸施策」については、「農産物の輸出促進に係る施策」「農業者の加工・販売事業の支援に係る施策」とも〔B〕の性格を有するが、前者の効力の発揮は「不透明」と言うよりは「相当程度限定的であることが明確」と言った方がよい。

## （2）新たな視点・枠組みの提示

以上のまとめから指摘できるのは、農産物の輸入に係る国境調整措置の弱化によって国内市場価格低下・生産者所得減少がもたらされる（と予想される）場合、これに十分に対処できる効力を発揮できるのが明確であるのは、生産費を十分に補償する内実を備えた「価格・所得政策」のみであり、他の施策は「価格・所得政策」が内実を備えている場合にのみ効力を発揮できるか、あるいは効力の発揮自体が不透明あるいは限定的である、ということである。なお、「輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準にある農産品目に係る施策」は、同品目の輸入に係る国境調整措置が弱化した時点で消滅することになる。

これを踏まえて、「I 課題の設定」で提起した、農業政策を構造的に把握・分析する視点・枠組みを、農業比較劣位国の農業政策についてより具体化するならば、①農産物の輸入に係る国境調整措置はどのような動向にあるか、②それが弱化している場合、「価格・所得政策」は生産費を十分に補償する内実を備え、国内市場価格低下・生産者所得減少に十分に対処できる効力を発揮できるものになっているか、③効力の発揮が不透明ないし限定的である「生産費低減に係る施策群」の諸施策及び「その他の諸施策」は、どの程度までその効力を発揮できると考えられるか、④それらを総合すると、農業政策は国内農業生産を維持しようとする性格か、その縮小を容認する性格か、どちらと捉えることができるか、ということになる。

## 2 農業比較劣位国における農業政策の構造と基本的性格との対応関係

上の新たな視点・枠組みに基づくと、農業比較劣位国における農業政策の構造と基本的な性格は、概要、次のような対応関係で捉えることができよう（WTOやFTA/EPAなどの国際貿易ルールをめぐる現況から見て、短期的には農産物の輸入に係る国境調整措置の強化は困難であると考えられるため、このケースについては除外した）。

- (ア) 農産物の輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準を維持している場合は、国内農業生産を維持する性格
- (イ) 農産物の輸入に係る国境調整措置が輸入禁止的な水準からそうではない水準に弱化した場合
- (i) 「価格・所得政策」が生産費を十分に補償する内実を備えていて、国内市場価格低下・生産者所得減少に十分に対処できるだけの効力を発揮できることが明確であるならば、国内農業生産を従来水準で維持しようとする性格
  - (ii) 「価格・所得政策」が行われなかったり、行われたとしても内実を備えていなかったりするものの、「生産費低減に係る施策群」の諸施策と「その他の諸施策」が総体として国内市場価格低下・生産者所得減少（「価格・所得政策」がともかくも行われている場合は、それで不足する分）に十分に対処できるだけの効力を発揮できることが明確である場合には、国内農業生産を従来水準で維持しようとする性格
  - (iii) 「価格・所得政策」が行われなかったり、行われたとしても内実を備えていなかったりする下で、「生産費低減に係る施策群」の諸施策と「その他の諸施策」が総体として国内市場価格低下・生産者所得減少（「価格・所得政策」がともかくも行われている場合は、それで不足する分）に十分に対処できるだけの効力を発揮できることが明確でないならば、国内農業生産の減少を容認する性格
- (ウ) 農産物の輸入に係る国境調整措置がすでに輸入禁止的水準にはない場合
- (i) 農産物の輸入に係る国境調整措置に変化がない場合
    - ① 「価格・所得政策」が生産費を十分に補償する従来の内実を備えているならば、国内農業生産を従来水準で維持しようとする性格
    - ② 「価格・所得政策」が従来の内実を欠くことになるものの、これによる生産者所得の減少に対して「生産費低減に係る施策群」の諸施策と「その他の諸施策」が総体としてその減少分を補えるだけの効力を発揮できることが明確であるならば、国内農業生産を従来水準で維持しようとする性格
    - ③ 「価格・所得政策」が従来の内実を欠くことになり、これによる生産者所得減少に対して「生産費低減に係る施策群」の諸施策と「その他の諸施策」が総体としてその減少分を補えるだけの効力を発揮できることが明確でないならば、国内農業生産の減少を容認する性格
  - (ii) 農産物の輸入に係る国境調整措置がさらに弱化した場合
    - ① さらなる国内市場価格低下・生産者所得減少に対して「価格・所得政策」が補填額を拡充させ、引き続き生産費を十分に補償する内実を備えるものになっているならば、国内農業生産を従来水準で維持しようとする性格
    - ② さらなる国内市場価格低下・生産者所得減少の下で「価格・所得政策」が内実を欠くことになるものの、「生産費低減に係る施策群」の諸施策と「その他の諸施策」が総体としてそれを補えるだけの効力を発揮できることが明確であるならば、国内農業生産を従来水準で維持しようとする性格
    - ③ さらなる国内市場価格低下・生産者所得減少の下で「価格・所得政策」が内実を欠くことになり、「生産費低減に係る施策群」の諸施策と「その他の諸施策」が総体としてこれを補えるだけの効力を発揮できることが明確でないならば、国内農業生産の減少を容認する性格

農業比較劣位国における実際の農業政策がどのような構造と基本的性格を持つかは、農業生産者の不満が政権基盤にどの程度の影響を与える（と見込まれる）か、そして個々の施策の性格を農業生産者・国民がどの程度正確に理解しているかによって（また、国際貿易が混乱する場合には「国民の食糧消費の安定化の論理」によっても）規定されることになるだろう。

本稿では、農業比較劣位国における農業政策の構造的把握・分析のための視点・枠組みの検討にあたって、今日の日本を念頭に置いてきた。したがって、今日の日本の農業政策をこの新たな視点・枠組みに基づいて構造的に把握・分析し、その基本的性格を上で示した対応関係に照らして明らかにしていくことが、筆者の次の課題となる。

（付記）本稿は、日本学術振興会・2016年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究（C））「小麦主産地のグローバル化対応戦略—農地利用集積・品質向上・対実需者連携—」（課題番号26450301研究代表者・横山英信）の研究成果の一部である。

## 引用文献

- 坂爪浩史（2017）「農業生産資材価格・農産物流通加工に関する提言の夢幻」『農村と都市をむすぶ』第784号（2017年2月号）、全農林労働組合「農村と都市をむすぶ編集委員会」。
- 阪本楠彦（1978）『地代論講義』東京大学出版会。
- 須田敏彦（2006）『日本農業の基本理論』農林統計協会。
- 中村勝則（2017）「農地中間管理機構を通じた東北農業の構造改革」『農村と都市をむすぶ』第783号（2017年1月号）、全農林労働組合「農村と都市をむすぶ編集委員会」。
- 農林水産省（2013）「新たな農業・農村政策が始まります！！～4つの改革～」2013年12月。
- 農林水産省（2016）「WTO交渉について」2016年5月。
- 三島徳三（2001）『規制緩和と食料・農業市場』日本経済評論社。
- 山崎亮一（2016）『農業経済学講義』日本経済評論社。
- 横山英信（2002）『日本麦需給政策史論』八朔社。
- 横山英信（2008a）「『農業構造改革』をめぐる基本問題—農地利用集積の経済的條件の原理的検討—」『アルテス・リベラレス』（岩手大学人文社会科学部紀要）第83号。
- 横山英信（2008b）「WTO農業交渉の動向と『農政改革』の基本的性格」『グローバル資本主義と農業』筑波書房。
- 横山英信（2009）「構造改革農政・再編麦政策始動下における国産麦の需給・生産」『アルテス・リベラレス』（岩手大学人文社会科学部紀要）第85号。
- T P P 総合対策本部（2015）「総合的なT P P 関連政策大綱」2015年11月。

（2017年4月24日受理）